

奈良県子どもを虐待から守る審議会規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十六号

奈良県子どもを虐待から守る審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県子どもを虐待から守る審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 学識経験を有する者のうちから知事が委嘱するもの
- 二 関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱するもの
- 三 前二号に掲げる者のほか、必要と認めて知事が委嘱するもの

(任期)

第三条 委員の任期は三年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第六条 審議會は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、前項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者等を部会の委員に加えることができる。

4 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第七条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に係る者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、健康福祉部こども・女性局こども家庭課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。